



島根県報

平成20年11月21日（金）

第2,037号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	5
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	6
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	6

【公 告】

平成20年度林業種苗生産事業者講習会の開催	（森 林 整 備 課）	7
-----------------------	-------------	---

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
--	-----------	---

告 示**島根県告示第908号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
スイング 上乃木薬局	松江市上乃木1丁目2番21号	平成20年10月1日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092番地18	平成20年10月1日
スイング薬局 高岡店	出雲市高岡町54番地	平成20年10月1日
スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成20年10月1日
ほくよう薬局	出雲市武志町836番地10	平成20年10月1日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202番9	平成20年10月1日
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	平成20年10月1日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982-1	平成20年10月1日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353番2	平成20年10月1日
陽循環器内科	出雲市上塩冶町1741-3	平成20年11月8日
仁寿診療所 おおだ	大田市大田町大田口985番地4	平成20年10月1日

島根県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
スイング上乃木薬局	松江市上乃木一丁目2番21号	平成20年9月30日
スイング薬局高岡店	出雲市高岡町54番地	平成20年9月30日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092-18	平成20年9月30日
ほくよう薬局	出雲市武志町836-10	平成20年9月30日
スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成20年9月30日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202-9	平成20年9月30日
星高調剤薬局	江津市渡津町790	平成20年9月30日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982-1	平成20年9月30日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353-2	平成20年9月30日

島根県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝口善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人社団八杉胃腸科医院	医療法人社団やすぎクリニック	浜田市下府町69番地 1	平成20年7月9日
仁寿かわもと診療所	仁寿診療所	邑智郡川本町川本376 番地4	平成20年10月1日
有限会社小林薬局	小林薬局本店	仁多郡奥出雲町横田 946-2	平成20年10月1日

島根県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地 1	通所介護	せせらぎの里デイ サービスセンター よしだ	安来市下吉田町 286番地1	平成20年10月15日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地 1	介護予防通所 介護	せせらぎの里デイ サービスセンター よしだ	安来市下吉田町 286番地1	平成20年10月15日
西いわみ農業 協同組合	益田市駅前町25番5号	訪問介護	JA西いわみ ヘル パーステーション	益田市向横田町イ 806-2	平成20年10月1日
西いわみ農業 協同組合	益田市駅前町25番5号	介護予防訪問 介護	JA西いわみ ヘル パーステーション	益田市向横田町イ 806-2	平成20年10月1日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	通所介護	デイサービスセン ター ことひめ	大田市仁摩町馬路 831番地1	平成20年10月1日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	介護予防通所 介護	デイサービスセン ター ことひめ	大田市仁摩町馬路 831番地1	平成20年10月1日
サンキ・ウエ ルビィ株式会 社	広島県広島市西区商工 センター六丁目1番11 号	小規模多機能 型居宅介護	サンキ・ウエルビ ィ 小規模多機能 センター 出雲	出雲市大社町北荒 木1313番地	平成20年10月3日
サンキ・ウエ ルビィ株式会 社	広島県広島市西区商工 センター六丁目1番11 号	訪問介護	サンキ・ウエルビ ィ介護センター浜 田	浜田市黒川町4196 番地岡本ビル2F 1号	平成20年10月1日
サンキ・ウエ	広島県広島市西区商工	介護予防訪問	サンキ・ウエルビ	浜田市黒川町4196	平成20年10月1日

ルビィ株式会 社	センター六丁目1番11 号	介護	ィ介護センター浜 田	番地岡本ビル2F 1号	
社会福祉法人 やすらぎ福 祉会	出雲市大津町西谷2604 -8	居宅介護支援 事業	やすらぎの家居宅 介護支援事業所	出雲市大津町西谷 2604-8	平成20年10月1日
有限会社 ス ギタニ	出雲市大社町北荒木 1543-8	居宅介護支援 事業	浜山介護支援セン ター	出雲市大社町北荒 木1512-5	平成20年10月28日
有限会社 ス ギタニ	出雲市大社町北荒木 1543-8	通所介護	浜山デイサービス センター 野いち ご	出雲市大社町北荒 木1512-5	平成20年10月28日
有限会社 ス ギタニ	出雲市大社町北荒木 1543-8	介護予防通所 介護	浜山デイサービス センター 野いち ご	出雲市大社町北荒 木1512-5	平成20年10月28日
社団法人 島 根県看護協会	松江市袖師町7-11	介護予防訪問 看護	島根県看護協会 訪問看護ステーシ ョン いずも	出雲市姫原1丁目 7-14	平成20年8月22日

島根県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
ウエルビィ株式 会社	広島県広島市西区商工 センター6丁目1番11号	訪問介護	サンキ・ウエル ビィ介護センタ ー浜田	浜田市黒川町 4196番地岡本ビ ル2F1号	平成20年9月30日
ウエルビィ株式 会社	広島県広島市西区商工 センター6丁目1番11号	介護予防訪問 介護	サンキ・ウエル ビィ介護センタ ー浜田	浜田市黒川町 4196番地岡本ビ ル2F1号	平成20年9月30日
高橋 司	江津市嘉久志町2306-24	居宅療養管理 指導	高橋整形外科ク リニック	江津市嘉久志町 2306-24	平成20年9月8日
高橋 司	江津市嘉久志町2306-24	介護予防居宅 療養管理指導	高橋整形外科ク リニック	江津市嘉久志町 2306-24	平成20年9月8日

島根県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
医療法人 仁寿会	邑智郡川本町	居宅療養管理指導	仁寿かわもと 診療所	仁寿診療所	平成20年10月1日	
	川本383番地1	介護予防居宅療養 管理指導				邑智郡川本町 川本376番地 4

島根県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区千田跡市工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年11月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年11月21日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区上下河戸工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年11月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年11月21日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第916号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町田野原752-4、755-4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第917号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年11月21日
- 3 廃川敷地等の位置
松江市西尾町字手貝936番23
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 134.86平方メートル

島根県告示第918号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 区域の名称 別所3(1)
- (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀4236番8	1号
〃 4237番	2号
〃 4238番	3号及び4号
〃 4243番	5号

”	4241番3	6号
”	4246番	7号
”	4247番	8号
”	4233番	9号

2(1) 区域の名称 別所3(2)

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀4136番	1号
” 4135番	2号
” 4134番	3号
” 4127番1	4号
” 4136番	5号から7号まで

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成20年12月16日	午前10時～午後5時	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、各農林振興センター林業普及グループ、各農林振興センター地域事務所林業普及グループ又は隠岐支庁農林局林業振興・普及グループに問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成20年12月4日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、1,500円徴収する。

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第14号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表雲南警察署所在地の項を次のように改める。

雲南警察署所在地	雲南警察署内	雲南市木次町のうち木次、里方、山方、下熊谷、新市 雲南市三刀屋町のうち三刀屋、給下、伊萱、古城、高窪、 下熊谷
----------	--------	---

本則の表雲南警察署三刀屋駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。